

足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蓄電池又はHEMS（以下「機器等」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、省エネルギー機器の普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 蓄電池 一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されているものをいう。
- (2) HEMS 建物で使用する機器の電力使用量の自動計測及び制御を行う機能を有し、電気使用量の見える化や省エネ化に寄与する機器をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における補助金の交付対象者は、区内に住民登録があり、区内の自らが居住する住宅（住民登録地と同一であること。）に、新品の蓄電池又はHEMSを設置した個人とする。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 同一年度内において、本人又は同一世帯に属する者が本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (2) 補助の対象となる経費（消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が、5万円以上であること。
- (3) 機器等を購入した日又は機器等を設置した日のうち、いずれか遅い日が、補助金の申請を行う年度の4月1日以降であること。
- (4) 機器等を設置した住宅が、当該年度及び過去5年以内（前回補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内）に本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。また、別世帯であっても、同一の建物（集合住宅にあっては、各住戸をいう。以下同じ。）及び同一住所の住宅が本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (5) 住民税の滞納が無いこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助金の申請を行う年度の4月1日以後に購入した蓄電池又はHEMSの本体費用、部材購入費及び設置工事費（消費税を除く。）とし、設置工事費は、機器の設置作業に直接関わるものを対象とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、上限は5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助

金交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蓄電池・HEMS設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 機器等本体及び設置工事に係る領収書の写し(ローンによる支払いの場合は、ローンの契約書の写し。)
- (2) 機器等本体及び設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し
- (3) 設置した機器の型番(蓄電池の場合はパッケージ型番)形状、規格、性能等が分かるパンフレットやカタログ等の写し
- (4) 建物の平面図(機器の種類と設置箇所を明示したものに限る。)
- (5) 設置工事後の完成カラー写真(建物の平面図と照合ができるものに限る。)
- (6) 対象となる蓄電池ユニット又はHEMSの製造番号が確認できる書類の写し(メーカーが発行した保証書、出荷証明書等)
- (7) 自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合は、建物所有者(共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者)の承諾書(第2号様式)
- (8) 蓄電池・HEMS設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第3号様式)
- (9) 補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書(いずれも発行後3か月以内のものに限る。)
- (10) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請の受付は、本要綱に基づく補助金の申請を行う年度の4月11日(当該日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を含む。)(以下、これらを「休日等」という。))に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日)から翌年の2月末日(当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日)までの期間に行うものとする。

3 前項の規定による受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止する。

4 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び申請却下)

第7条 区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、蓄電池・HEMS設置費補助金交付決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めたときもしくは予算の範囲を超えるときは、蓄電池・HEMS設置費補助金不交付決定通知書(第5号様式)により当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第1項に規定する補助金の交付を決定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 区長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに蓄電池・HEMS設置費補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 申請者は、区長が補助金の交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第11条 区長は、必要に応じて当該設置機器の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組み)

第12条 申請者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該設置機器を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力義務)

第14条 申請者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)による。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（提出先）足立区長

蓄電池・HEMS設置費補助金交付申請書

足立区蓄電池・HEMS設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。

本補助申請にあたっては、足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。

また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報および税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額

申請金額	円（1,000円未満切捨て）
------	----------------

2 申請者（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

住所	〒	—	足立区
ふりがな			
申請者名			
電話番号	()		

3 設置した機器の概要（□に✓をしてください。）

種類	<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> HEMS
メーカー名・機種名（型番）	メーカー名： _____ 機種名（型番）： _____ ※ 蓄電池の場合は <u>パッケージ型番</u> を記入	
設置年月日	年	月 日

4 他の蓄電池・HEMSの設置に関する補助金の有・無（□に✓をしてください。）

申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請予定なし
団体名		補助金交付額（予定）	円

5 申請書提出者（2申請者と異なる場合は記入）

事業者名称：	
担当者氏名：	電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

申請者名 _____

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号 _____

承 諾 書

足立区蓄電池・HEMS設置費補助金の申請に係る下記の建築物は、私の所有に係るものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象機器を設置することを承諾します。

記

（機器の設置を予定する住所等）

- 1 機器を設置する建築物の住所
- 2 設置予定の建築物の形態
- 3 申請者の住所
- 4 申請者氏名
- 5 申請者との関係

蓄電池・HEMS設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥		0	0	0
---------	---	--	---	---	---

〒

住 所 _____

申請者名 _____

(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

電話番号 _____

(提出先)

足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀行・信用組合 信用金庫・農 協										本 店
											支 店
											出張所
	預金種目	普通	口座番号								
フリガナ											
口座名義人											

* 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

申請者名 _____

様

足立区長
近 藤 弥 生

蓄電池・HEMS設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区蓄電池・HEMS設置費補助金について、足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ _____

No. _____

様

足立区長
近 藤 弥 生

蓄電池・HEMS設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区蓄電池・HEMS設置費補助金について、足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. _____

足環政発第 号
年 月 日

様

足立区長
近藤 弥生

蓄電池・HEMS設置費補助金交付決定取消通知書

足環政収第 号、 年 月 日付で通知した足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付決定について、足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付要綱に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 理由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____